

現場代理人の兼任に関する Q&A

Q1

現場代理人を兼任する場合、現場代理人と主任技術者や監理技術者を兼務することができますか？

A1

現場代理人の兼任を認めることにより、建設業法第26条第3項の規定による技術者の専任義務が緩和されるものではありませんので、建設業法の遵守が必要になります。

ケース1

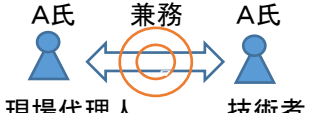
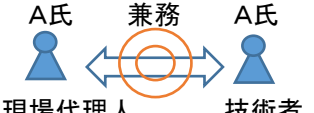
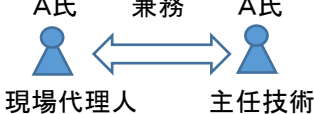
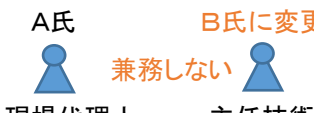
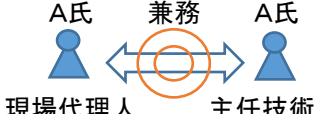
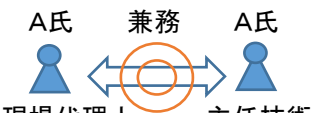
それぞれの工事の契約金額（税込み）が4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）未満である場合、建設業法上技術者の専任を要しないため、それぞれの工事で現場代理人と技術者の兼務が可能です。

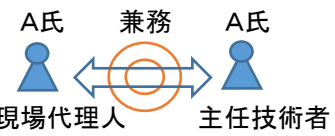
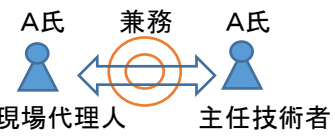
ケース2

契約変更等により、兼任するいずれかの工事の契約金額（税込み）が4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）以上となる場合、現場代理人については、特段の事情がない限り、現場代理人の兼任の継続を認めます。4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）以上の工事の技術者については、建設業法上専任を要することとなるため、技術者を変更する必要が生じます。

ケース3

それぞれの工事に密接な関係があり、現場が10km程度以内で、同一の主任技術者がこれらの工事を管理することを認められた場合には、主任技術者の兼任が可能であるため、現場代理人の兼任を認めます。よって、それぞれの工事で現場代理人と主任技術者の兼務が可能です。（監理技術者との兼務は出来ません。）

ケース1 兼任するそれぞれの工事の契約金額（税込み）が4,500万円未満である場合	① 工事（4,500万円未満） 	② 工事（4,500万円未満） 
ケース2 契約変更等により兼任するいずれかの工事の契約金額（税込み）が4,500万円以上となる場合 ※①工事の主任技術者は専任を要することとなるため、他工事に関わる職務と兼任できません。監督員と協議のうえ、いずれかの工事に変更を行う必要があります。	① 工事（4,500万円以上）  ↑  （または） 	② 工事（4,500万円未満）  ↑  ↑ 

ケース3 それぞれの工事に密接な関係があり、工事現場の相互の距離が 10km程度以内である場合※監理技術者との兼務はできません。	① 工事（4,500万円以上）  A氏 兼務 A氏 現場代理人 主任技術者	② 工事（4,500万円以上）  A氏 兼務 A氏 現場代理人 主任技術者
Q2 既に現場代理人となっている工事と兼任することはできますか？		
A2 兼任を認める工事には、公表の際に現場代理人の兼任の対象工事である旨を記載しています。既に現場代理人となっている工事が対象工事である場合には、兼任の対象となります。現場代理人を兼任しようとする場合には、既に現場代理人となっている工事の監督員に兼任の支障の有無について、事前に確認のうえ、申請を行ってください。		
Q3 兼任を認められない場合には、どのようになりますか？		
A3 工事内容から勘案し、予め兼任を認められないと判断できる場合には、公表の際に現場代理人の兼任を認めない旨を記載します。 ただし兼任の対象となる工事においても、工事現場の運営等に支障があると判断した場合には、不承認、または承認の取り消しを行う場合がありますので、その際は、監督員と協議のうえ、新たな現場代理人を選任する必要があります。		
Q4 途中で現場代理人を変更することはできますか？		
A4 原則として、病気、退職等のやむを得ない事情、または兼任の承認を取り消した場合等、発注者が認める場合に限ります。		
Q5 落札後速やかに申請書を提出することとありますが、いつまでに提出する必要がありますか？		
A5 遅くとも 7 日以内に契約課(または各契約担当部署)へ一部ご提出ください。		